平成２２年（フ）第３５６号
山形県上山市河崎２丁目５番43号　山口アパート102
債務者　横田　經子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７２号
山形市飯田４丁目３番46―202号　飯田ハイツ
債務者　江口　信広
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０３号
山形県飽海郡遊佐町比子字下モ山25番地
債務者　加藤　絵美
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第３６９号
群馬県高崎市新町3268番地１　県営147号
債務者　藤本　弥生
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２５８６号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１　県営東浦住宅３街区８棟505号
債務者　西　　智義
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５８７号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１　県営東浦住宅３街区８棟505号
債務者　西　　直美
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８５号
愛知県一宮市西大海道字本郷１番地１
債務者　冨山　立子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第８８号
京都府南丹市園部町小山西町柿ノ木谷２番地１　クレスト21―303号
債務者　奥村　純子（旧姓阿多）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
京都府京丹後市大宮町善王寺178番地の６
債務者　松下　清美
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第５７号
京都府福知山市字堀3385番地の３サンユウコーポ101号
債務者　改森　正徳
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第１５０３号
堺市美原区平尾2484番地４
債務者　堀　喜與美
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５０７号
大阪府羽曳野市羽曳が丘４丁目19番13号、前住所大阪市東成区東小橋２丁目５番16―606号
債務者　森本　恭平
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６２９号
大阪府高石市取石７丁目２番１―504号
債務者　野崎　俊恵
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６７６号
大阪府羽曳野市大黒344番地
債務者　小野　貴史
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
山口県長門市東深川2282番地20
債務者　重原　紀宏
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第３３号
長崎県南松浦郡新上五島町船崎郷347番地
債務者　橋口　孝行
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第１２１号
北海道砂川市西六条南13丁目１番９―11号
債務者　小川　聖子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
北海道赤平市幸町４丁目４番地
債務者　田畑　信行
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係